

浜見平地区 地区計画の変更（原案）

1. 目的

平成20年1月に浜見平地区まちづくり計画を策定してから約10年が経過し、概ね三分の一の整備が完了した中、近年の社会経済状況の変化等へ対応し、持続性の高い地域拠点を形成するため、平成30年3月に浜見平地区まちづくり計画の改訂及び第2次浜見平地区まちづくり整備実施計画が策定されました。今回、計画内で「緑・歩行者ネットワーク」「道路・交通ネットワーク」の整備内容が具体的になったことを受け、地区計画に地区施設（歩行者用通路）及び地区整備計画の壁面の位置の制限を定めることで、安全で快適な歩行者空間の確保を目指します。

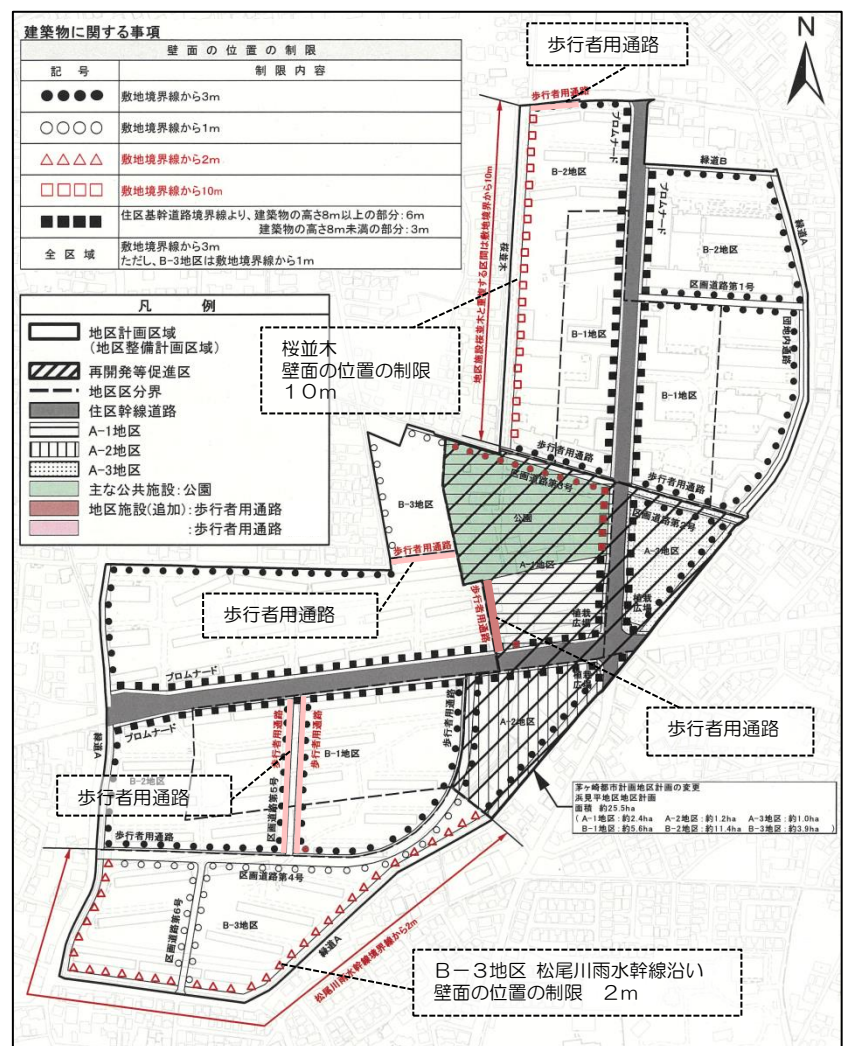
2. 地区計画の変更の内容

○地区施設「歩行者用通路」の追加

「歩行者のネットワーク」及び防災面も含め生活拠点ゾーンへのアクセス性を高めるため『歩行者用通路（幅員2～3m）』を追加する。

○地区整備計画「壁面の位置の制限」の変更

「緑・歩行者のネットワーク」の確保の担保性をあげるために、地区施設として位置づけをしている「桜並木（幅員10m）」の部分及び、B-3地区の松尾川雨水幹線に沿って『壁面の位置の制限』を変更する。



3. 今後の予定

～令和元年11月

令和元年12月3日～24日

令和元年12月7日・10日

令和2年1月上旬～令和2年3月下旬

令和2年3月下旬

令和2年3月末

原案の作成

条例に基づく原案の縦覧・意見書の提出

市民意見交換会の実施

法定手続き

都市計画審議会

都市計画の変更・告示